



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
7月21日
号外(1)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 条 例

- ※地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(人事課) 4
- ※滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(人事課) 4
- ※滋賀県税条例および滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(税政課) 6
- ※滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(税政課) 14
- ※滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(DX推進課) 15
- ※滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(流域政策局) 16
- ※滋賀県工業用水道条例および滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例(経営課) 16

公布された条例のあらまし

○ 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第34号)

1 次に掲げる条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第1条および第2条関係)

- (1) 滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年滋賀県条例第4号)
- (2) 滋賀県公営企業の設置等に関する条例(昭和43年滋賀県条例第22号)
- (3) 滋賀県病院事業の設置等に関する条例(昭和51年滋賀県条例第18号)
- (4) 滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例(平成28年滋賀県条例第63号)
- (5) 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例(平成30年滋賀県条例第43号)

2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第35号)

1 次に掲げる条例について、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を廃止し、新たに特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を支給することとしました。(第1条から第3条まで関係)

- (1) 滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)
- (2) 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年滋賀県条例第24号)
- (3) 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)

2 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和5年法律第14号)の施行の日から施行することとしました。

○ 滋賀県税条例および滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(条例第36号)

1 滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部改正

(1) 個人の県民税

ア 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和9年度分の個人の県民税まで延長することとしました。(第1条による改正後の付則第6条関係)

イ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の対象に、一定の所得割の納税義務者が払込みにより取得をした一定の株式会社の設立特定株式を加えることとしました。(第1条による改正後の付則第14条の3関係)

(2) 自動車税

ア 環境性能割の税率について、令和6年1月1日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととしました。(第1条による改正後の第66条関係)

イ 環境性能割の税率について、令和7年4月1日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこと

としました。(第2条による改正後の第66条関係)

ウ 非課税対象車等に係る環境性能割について、国土交通大臣の認定等の申請をした者等の不正行為に起因し環境性能割の不足額が発生した場合の当該者が納付すべき環境性能割の額は、当該不足額に100分の35(現行100分の10)の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとしました。(第1条による改正後の付則第10条の2の10関係)

エ 減税対象車に係る種別割について、国土交通大臣の認定等の申請をした者等の不正行為に起因し種別割の不足額が発生した場合の当該者が納付すべき種別割の額は、当該不足額に100分の35(現行100分の10)の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとしました。(第1条による改正後の付則第10条の3の3関係)

(3) その他

公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を県税事務所等の掲示場に掲示し、または公示事項を県税事務所等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることとしました。(第2条による改正後の第9条関係)

2 滋賀県産業廃棄物税条例(平成15年滋賀県条例第6号)の一部改正

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。

(第3条関係)

3 その他

(1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、1(1)イ、1(2)ア、ウおよびエならびに2は令和6年1月1日から、1(2)イは令和7年4月1日から、1(3)は地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から、それぞれ施行することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(条例第37号)

1 離島振興対策実施地域における課税免除について、次のとおり改正することとしました。

(1) 対象となる区域を離島振興計画に記載された産業の振興を促進すべき県内の区域とすること。(第2条および第4条関係)

(2) 対象となる事業を離島振興計画において振興すべき業種として定められた事業に限ること。(第2条関係)

(3) 課税免除の適用期限を令和7年3月31日まで延長すること。(第4条関係)

2 促進区域における不均一課税の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとしました。(第6条関係)

3 その他

(1) この条例は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第38号)

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項の規定に基づき、個人番号を利用することができる事務として条例で定める事務に、知事が利用することができる事務として、「生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの」を追加することとしました。(別表第1関係)

2 この条例は、令和5年8月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第39号)

1 大津港の駐車場の一般使用の許可を受けた者から使用料を徴収することとしました。(別表第2関係)

2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

3 その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県工業用水道条例および滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例(条例第40号)

1 滋賀県工業用水道条例(昭和43年滋賀県条例第23号)の一部改正

工業用水の料金に係る消費税の計算方法を改定することとしました。(第1条による改正後の第21条関係)

2 滋賀県水道用水供給条例(昭和53年滋賀県条例第15号)の一部改正

水道用水の給水料金に係る消費税の計算方法を改定することとしました。(第2条による改正後の第5条関係)

3 その他

- (1) この条例は、令和5年10月1日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

条 例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和5年7月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第34号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年滋賀県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(滋賀県公営企業の設置等に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(1) 滋賀県公営企業の設置等に関する条例(昭和43年滋賀県条例第22号)第8条

(2) 滋賀県病院事業の設置等に関する条例(昭和51年滋賀県条例第18号)第11条

(3) 滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例(平成28年滋賀県条例第63号)第5条

(4) 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例(平成30年滋賀県条例第43号)第5条

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第35号

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第22条の5第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改め、同条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第38条の表第2条の項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第22条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

付 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和5年法律第14号)の施行の日から施行する。

滋賀県税条例および滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第36号

滋賀県税条例および滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

(滋賀県税条例の一部改正)

第1条 滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第36条の7中「第71条の14第6項」を「第71条の14第7項」に改める。

第36条の14中「第71条の35第7項」を「第71条の35第8項」に改める。

第36条の20中「第71条の55第7項」を「第71条の55第8項」に改める。

第38条の6の3中「第72条の46第6項」を「第72条の46第7項」に改める。

第40条の7第1項中「第16号の4様式」の右に「または第16号の4の2様式」を加える。

第40条の14中「第74条の23第6項」を「第74条の23第7項」に改める。

第41条の12中「第90条第6項」を「第90条第7項」に改める。

第58条の23中「第144条の47第6項」を「第144条の47第7項」に改める。

第66条第1項第1号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号ウ中「2.5トン」を「3.5トン」に改め、同号エ中「2.5トン」を「3.5トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同号エ(ア) a中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号エ(ア) b中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号エ(イ)中「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に

100分の120」を「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105」に改め、同号オ中「2.5トンを超え」および「バスまたは」を削り、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「基準エネルギー消費効率であつて令和4年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和4年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の95」に改め、「数値」の右に「(車両総重量が2.5トン以下のトラックにあつては、令和4年度基準エネルギー消費効率)」を加え、同号カ中「バスまたは」を削り、同号カ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第2号ア(ア) a中「第9条の2第18項」を「第9条の2第17項」に改め、同号ア(ア) b中「第9条の2第19項」を「第9条の2第18項」に改め、同号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号ア(ア)中「第9条の2第22項」を「第9条の2第21項」に、「第9条の2第23項」を「第9条の2第22項」に改め、同号ア(イ)中「100分の65」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の75」を「100分の80」に改め、同号オ中「第9条の4第13項」を「第9条の4第15項」に改め、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110」に改め、同号オを同号キとし、同号エ中「バスまたは」を削り、「第9条の4第12項」を「第9条の4第14項」に改め、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値」を「令和4年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「バスまたは」を削り、「第9条の4第11項」を「第9条の4第13項」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第11項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第12項に規定するもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

第66条第2項第1号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4第14項」を「第

9条の4第16項」に改め、同号イ中「車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラック」を「家用の乗用車」に、「第9条の4第15項」を「第9条の4第17項」に改め、同号イ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第66条第2項第1号ウ中「2.5トンを超え」および「またはトラック」を削り、「第9条の4第16項」を「第9条の4第18項」に改め、同号ウ(ア) a中「2分の1」を「4分の3」に改め、同号ウ(ア) b中「4分の1」を「2分の1」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号エ中「バスまたは」を削り、「第9条の4第17項」を「第9条の4第20項」に改め、同号エ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第19項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

第66条第2項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第21項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第22項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第66条第2項第3号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第9条の4第19項」を「第9条の4第23項」に改め、同号イを次のように改める。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第24項に規定するもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準または平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第66条第2項第3号エ中「第9条の4第22項」を「第9条の4第27項」に改め、同号エ(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「バスまたは」を削り、「第9条の4第21項」を「第9条の4第26項」に改め、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第25項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第66条第4項中「からエまで」を「、イおよびオ」に、「およびイ」を「、イおよびエ」に改め、「規定は、」の右に「令和4年度基準エネルギー消費効率および」を加え、「および平成27年度基準エネルギー消費効率」を削り、同項の表第1項第1号アの項中「第9条の4第23項」を「第9条の4第28項」に改め、同表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の141」を「100分の151」に改め、同表第1項第1号イの項中「第9条の4第23項」を「第9条の4第28項」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の162」を「100分の173」に改め、同表第1項第1号ウの項および第1項第1号ウ(イ)の項を削り、同表第1項第1号エの項中「第1項第1号エ」を「第1項第1号オ」に、「第9条の4第4項」を「第9条の4第5項」に、「第9条の4第23項」を「第9条の4第28項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同表第1項第1号エ(イ)の項を次のように改める。

第1項第1号オ(イ)	令和4年度基準エネルギー消費効率)	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の155を乗じて得た数値)
------------	-------------------	-------------------------------------

第66条第4項の表第2項第1号アの項中「第9条の4第14項」を「第9条の4第16項」に、「第9条の4第23項」を「第9条の4第28項」に、「同条第14項」を「同条第16項」に改め、同表第2項第1号イの項中「第9条の4第15項」を「第9条の4第17項」に、「第9条の4第23項」を「第9条の4第28項」に、「同条第15項」を「同条第17項」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70」に、「100分の144」を「100分の151」に改め、同表に次のように加える。

第2項第1号イ(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号エ	第9条の4第19項	第9条の4第28項の規定により読み替えて適用される同条第19項
第2項第1号エ(イ)	令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の147

第66条第5項中「、第2号および第3号ア」を「およびイ、第2号ならびに第3号アおよびイ」に改め、同項の表第1項第1号アの項中「第9条の4第24項」を「第9条の4第29項」に改め、同表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第1号イの項中「第9条の4第24項」を「第9条の4第29項」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第1項第2号アの項中「第9条の4第24項」を「第9条の4第29項」に改め、同表第1項第2号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第2号イの項中「第9条の4第24項」を「第9条の4第29項」に改め、同表第1項第2号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第1項第3号アの項中「第9条の4第24項」を「第9条の4第29項」に改め、同表第1項第3号ア(イ)の項中「100分の65」を「100分の70」に、「100分の94」を「100分の102」に改め、同表第1項第3号イの項中「第9条の4第24項」を「第9条の4第29項」に改め、同表第1項第3号イ(イ)の項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の109」を「100分の116」に改め、同表第2項第1号アの項中「第9条の4第14項」を「第9条の4第16項」に、「第9条の4第24項」を「第9条の4第29項」に、「同条第14項」を「同条第16項」に改め、同表第2項第2号の項を次のように改める。

第2項第1号イ	第9条の4第17項	第9条の4第29項の規定により読み替えて適用される同条第17項
第2項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102

第2項第2号ア	第9条の4第21項	第9条の4第29項の規定により読み替えて適用される同条第21項
第2項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
第2項第2号イ	第9条の4第22項	第9条の4第29項の規定により読み替えて適用される同条第22項

第66条第5項の表第2項第2号イの項中「第2項第2号イ」を「第2項第2号イ(イ)」に、「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第3号アの項中「第9条の4第19項」を「第9条の4第23項」に、「第9条の4第24項」を「第9条の4第29項」に、「同条第19項」を「同条第23項」に改め、同表に次のように加える。

第2項第3号イ	第9条の4第24項	第9条の4第29項の規定により読み替えて適用される同条第24項
第2項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102

第71条中「第171条第6項」を「第171条第7項」に改める。

付則第4条の3第4項中「、第8項」を削り、「および第13項」を「、第10項および第14項」に改める。

付則第4条の4第4項中「、第7項」を削り、「および第12項」を「、第9項および第13項」に改める。

付則第6条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

付則第7条の4第1項中「附則第6条の17第1項」を「附則第6条の18第1項」に改め、同条第2項中「附則第6条の17第2項」を「附則第6条の18第2項」に改める。

付則第8条第8項中「附則第7条第11項」を「附則第7条第12項」に改め、同条第9項中「附則第7条第12項」を「附則第7条第13項」に、「同条第13項」を「同条第14項」に改め、同条第10項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第15項」に、「附則第7条第15項」を「附則第7条第16項」に改め、同条第11項中「附則第3条の2の15第1項」を「附則第3条の2の17第1項」に、「附則第7条第16項」を「附則第7条第17項」に改め、同項第1号ア中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に、「同条第18項」を「同条第19項」に改め、同項第2号ア中「附則第7条第19項」を「附則第7条第20項」に、「附則第3条の2の15第2項」を「附則第3条の2の17第2項」に、「附則第7条第20項」を「附則第7条第21項」に改め、同号イ中「附則第7条第19項」を「附則第7条第20項」に改め、同号エ中「附則第7条第21項」を「附則第7条第22項」に改め、同条第12項中「附則第7条第22項」を「附則第7条第23項」に改め、同条第13項中「附則第7条第23項」を「附則第7条第24項」に改め、同条第16項中「附則第7条第24項」を「附則第7条第25項」に改める。

付則第9条第1項中「附則第9条の2第1項」を「附則第8条第1項」に改め、同条第2項中「附則第9条の3第1項」を「附則第9条第1項」に、「附則第9条の3第2項」を「附則第9条第2項」に改め、同条第5項中「附則第9条の4」を「附則第9条の2」に改める。

付則第9条の4第4項中「第23条の7第25項」を「第23条の7第28項」に改める。

付則第10条の2の10第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付則第10条の2の11第2項を削る。

付則第10条の2の12第4項中「トラック(総務省令で定める)」を「トラック(施行規則附則第4条の11第11項に規定する)」に、「総務省令で定めるもの(次項)」を「施行規則附則第4条の11第9項に規定するもの(次項)」に、「総務省令で定めるもの(第6項)」を「施行規則附則第4条の11第10項に規定するもの(第6項)」に、「総務省令で定めるものに)」を「施行規則附則第4条の11第8項に規定するものに)」に改め、同条第5項中「附則第4条の11第17項」を「附則第4条の11第12項」に改め、同条第6項中「乗用車(総務省令で定める)」を「乗用車(施行規則附則第4条の11第14項に規定する)」に、「バス(総務省令で定める)」を「バス(施行規則附則第4条の11第15項に規定する)」に、「備えるもの(総務省令で定める)」を「備えるもの(施行規則附則第4条の11第13項に規定する)」に改める。

付則第10条の3第2項第2号中「)で総務省令で定める」を「)で施行規則附則第5条の2第1項に規定する」に、「総務省令で定めるもの(」を「施行規則第9条の2第3項に規定するもの(」に、「附則第5条の2第7項」を「附則第5条の2第2項」に改め、同項第4号中「附則第5条の2第8項」を「附則第5条の2第3項」に改め、同項第5号中「附則第5条の2第9項」を「附則第5条の2第4項」に改め、同項第6号中「附則第5条の2第10項」を「附則第5条の2第5項」に改め、同条第3項第1号中「附則第5条の2第11項」を「附則第5条の2第6項」に改め、同項第2号中「附則第5条の2第12項」を「附則第5条の2第7項」に改め、同項第3号中「附則第5条の2第13項」を「附則第5条の2第8項」に改める。

付則第10条の3の3第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付則第14条の3第1項中「租税特別措置法第37条の13第1項」を「県民税の所得割の納税義務者(租税特別措置法第37条の13第1項)」に、「県民税の所得割の納税義務者」を「もの」に、「第3項」を「)または租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する株式会社の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの(当該株式会社の発起人であることその他の施行令附則第18条の6第2項に規定する要件を満たすものに限る。)」に限定する。第3項に、「租税特別措置法第37条の13の2第1項」を「同法第37条の13の3第1項」に、「附則第18条の6第2項」を「附則第18条の6第3項」に改め、同条第2項中「附則第18条の6第3項」を「附則第18条の6第4項」に改め、同条第5項中「附則第18条の6第4項」を「附則第18条の6第5項」に改め、同条第6項中「第37条の13の2第8項」を「第37条の13の3第8項」に、「附則第18条の6第5項」を「附則第18条の6第6項」に、「附則第18条の6第6項」を「附則第18条の6第7項」に改める。

第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

第9条中「公示送達は、」の右に「同条第2項に規定する公示事項を総務省令で定める方法

により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、当該公示事項が記載された書面を」を加え、「て行う」を「、または当該公示事項を当該県税事務所等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第66条第1項中「または第3項」を「から第4項まで」に改め、同項第1号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第3号ア(イ)中「100分の70」を「100分の80」に改め、同号イ(イ)中「100分の80」を「100分の85」に改め、同号キ(イ)中「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値」を「令和7年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第2項中「または第5項」を「から第6項まで」に改め、同項第1号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第2号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同項第3号ア(イ)中「100分の60」を「100分の70」に改め、同号イ(イ)中「100分の70」を「100分の75」に改め、同号オ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」を「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」に改め、同条第3項中「または第5項」を「から第6項まで」に改め、同条第4項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の151」を「100分の173」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の173」を「100分の184」に改め、同表第2項第1号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の130」を「100分の151」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の151」を「100分の162」に改め、同条第5項の表第1項第1号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第1号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第1項第2号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第2号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第1項第3号ア(イ)の項中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の102」を「100分の116」に改め、同表第1項第3号イ(イ)の項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の116」を「100分の123」に改め、同表第2項第1号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第1号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同表第2項第2号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項第2号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同表第2項第3号ア(イ)の項中「100分の60」を「100分の70」に、「100分の87」を「100分の102」に改め、同表第2項

第3号イ(イ)の項中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の102」を「100分の109」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項(第3号キに係る部分に限る。)および第2項(第3号オに係る部分に限る。)の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、第1項第3号キ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第3号オ(イ)において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値」と、第2項第3号オ(イ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。

付則第10条の2の10第1項および付則第10条の2の11中「または第5項」を「から第6項まで」に改める。

(滋賀県産業廃棄物税条例の一部改正)

第3条 滋賀県産業廃棄物税条例(平成15年滋賀県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第15条中「第733条の18第5項」を「第733条の18第8項」に、「第733条の19第4項」を「第733条の19第5項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中滋賀県税条例第36条の7、第36条の14、第36条の20、第38条の6の3、第40条の14、第41条の12、第58条の23、第66条第1項、第2項、第4項および第5項ならびに第71条の改正規定ならびに付則第10条の2の10第3項、第10条の3の3第3項ならびに第14条の3第1項、第2項、第5項および第6項の改正規定ならびに第3条の規定ならびに付則第3項から第7項までの規定 令和6年1月1日

(2) 第2条中滋賀県税条例第66条の改正規定ならびに付則第10条の2の10第1項および第10条の2の11の改正規定 令和7年4月1日

(3) 第2条中滋賀県税条例第9条の改正規定および次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

2 第2条の規定による改正後の滋賀県税条例第9条の規定は、前項第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(県民税に関する経過措置)

3 第1条の規定による改正後の滋賀県税条例(以下「新条例」という。)付則第14条の3の規定は、同条第1項の県民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式

について適用し、第1条の規定による改正前の滋賀県税条例付則第14条の3第1項の県民税の所得割の納税義務者が施行日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 新条例第66条および付則第10条の2の10の規定は、付則第1項第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、1号施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 6 新条例付則第10条の3の3の規定は、令和5年度分の1号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割および令和6年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの1号施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 7 付則第1項第2号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第37号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例(昭和41年滋賀県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号の2を次のように改める。

- (1)の2 第1種産業振興促進区域 過疎地域持続的発展支援法第8条第4項第1号に規定する産業振興促進区域として同条第1項に規定する市町村計画(第5号において「市町村計画」という。)に記載された県内の区域をいう。

第2条第2号の次に次の1号を加える。

- (2)の2 第2種産業振興促進区域 離島振興法第4条第4項第1号に規定する産業の振興を促進する区域として同条第1項に規定する離島振興計画(第6号において「離島振興計画」という。)に記載された県内の区域をいう。

第2条第5号中「産業振興促進区域内」を「第1種産業振興促進区域内」に改め、同条第6号中「の用」を「(これらの事業のうち第2種産業振興促進区域内において振興すべき業種として

離島振興計画に定められたものに限る。以下この号および第4条第1項において同じ。)の用」に改め、「受けるもの」の右に「(同法第12条第4項の表の第1号の上欄または第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区(第4条第2項において「過疎地区」という。)内において営む当該事業の用に供する設備を除く。)」を加える。

第3条の見出し中「産業振興促進区域」を「第1種産業振興促進区域」に改め、同条第1項中「産業振興促進区域内」を「第1種産業振興促進区域内」に、「産業振興促進区域に」を「第1種産業振興促進区域に」に改め、同条第2項中「産業振興促進区域内」を「第1種産業振興促進区域内」に、「産業振興促進区域に」を「第1種産業振興促進区域に」に改める。

第4条の見出し中「離島振興対策実施地域」を「第2種産業振興促進区域」に改め、同条第1項中「離島振興対策実施地域内」を「第2種産業振興促進区域内」に、「当該離島振興対策実施地域」を「当該第2種産業振興促進区域に係る離島振興対策実施地域」に、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第2項中「離島振興対策実施地域内」を「第2種産業振興促進区域内」に改め、「薪炭製造業」の右に「(過疎地区内において営む畜産業または水産業を除く。)」を加え、「当該離島振興対策実施地域」を「当該第2種産業振興促進区域に係る離島振興対策実施地域」に改め、同条第3項中「離島振興対策実施地域内」を「第2種産業振興促進区域内」に改める。

第6条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 新条例第4条の規定は、令和5年4月1日以後に新設され、または増設された新条例第2条第6号に規定する第2種特別償却設備に係る県税について適用し、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例第2条第2号に規定する離島振興対策実施地域において同日前に新設され、または増設された改正前の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例第2条第6号に規定する第2種特別償却設備に係る県税については、なお従前の例による。

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第38号

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年滋賀県条例第61号)の一部を次のように改正する。

別表第1知事の項に次の1号を加える。

- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する

保護に関する事務であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。

 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第39号

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中

船揚場（一般使用に限る。）		1隻1日につき 1,560円	長浜港	を
船揚場（一般使用に限る。）		1隻1日につき 1,560円	長浜港	
駐 車 場	普 通 車	1台30分につき 150円	大津港	に

改め、同表中注7を注8とし、注6を削り、注5を注7とし、注4を注6とし、注3の次に次のように加える。

- 4 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）（県内に居住する者に限る。）が自ら運転する場合および重度の障害（同号に規定する障害をいう。）がある者で規則で定めるものが乗車し、その者の移動のために介護を行う者が運転する場合の駐車場および駐車施設の使用については、無料とする。
- 5 駐車場の使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とする。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

 滋賀県工業用水道条例および滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第40号

滋賀県工業用水道条例および滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例

（滋賀県工業用水道条例の一部改正）

第1条 滋賀県工業用水道条例（昭和43年滋賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「とし、それぞれ次の料率により」を「の合計額に100分の110を乗じて得た額とし、管理者は当該額を」に改め、同項の表を削り、同条第3項中「基本料率」を「第8

項の料率」に改め、「に100分の110を乗じて得た額」を削り、同条第4項中「基本使用料率」を「第8項の料率」に改め、「に100分の110を乗じて得た額」を削り、同条第5項中「特定料率」を「第8項の料率」に改め、「に100分の110を乗じて得た額」を削り、同条第6項中「特定使用料率」を「第8項の料率」に改め、「に100分の110を乗じて得た額」を削り、同条第7項中「超過料率」を「次項の料率」に改め、「に100分の110を乗じて得た額」を削り、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 料金の料率は、次の表のとおりとする。

名 称	種 別	料 率
彦根工業用水道事業	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 15円
	基本使用料金	基本使用水量1立方メートルにつき 3円60銭
	特定料金	特定水量1立方メートルにつき 15円
	特定使用料金	特定使用水量1立方メートルにつき 3円60銭
	超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき 37円20銭
南部工業用水道事業	基本料金	基本水量1立方メートルにつき 34円70銭
	基本使用料金	基本使用水量1立方メートルにつき 8円
	特定料金	特定水量1立方メートルにつき 34円70銭
	特定使用料金	特定使用水量1立方メートルにつき 8円
	超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき 85円40銭

(滋賀県水道用水供給条例の一部改正)

第2条 滋賀県水道用水供給条例(昭和53年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「合計額」の右に「に100分の110を乗じて得た額」を加え、同条第2項および第3項中「に100分の110を乗じて得た額」を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の滋賀県工業用水道条例第21条の規定は、この条例の施行の日以後に供給する工業用水の料金について適用し、同日前に供給する工業用水の料金については、なお従前の例による。

